

## 坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

### 1 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行政運営を行うため、平成19年3月に第一次行政改革大綱、平成24年3月に第二次行政改革大綱を策定し、平成29年3月までの10年間で219項目の実施計画に取組み、82億1,600万円の財政効果が得られました。

平成29年度からは、新たに第三次坂井市行政改革大綱を策定し、令和3年度までに52項目の実施計画に取り組んでおり、今後の行政改革推進にあたり、市民協働が注目を集める中、市民の目線による意見をいただくことが重要になることから、第8期に続き第9期の坂井市行政改革推進協議会を設置しました。

(別紙資料1-1 行政改革の推進体制参照)

### 2 役割

#### ○ 第三次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理

今期(第9期)協議会においても、第三次行政改革大綱実施計画の検証と進捗管理の中で、ご意見をいただきます。いただいたご意見は所管課に報告し、対応を検討するなどしながら進めてまいります。(令和4年度・令和5年度)

#### ○ 今後の坂井市行政改革大綱の策定について

令和4年度では、昨年度計画期間を3年間延長し令和6年度末とした、第三次行政改革大綱実施計画の内容見直しにかかる協議、それに伴う進捗管理についてご意見やご提案をいただきます。

(別紙資料1-2、1-3 行政改革推進協議会の経緯とスケジュール参照)

#### 【第三次坂井市行政改革大綱】

第三次坂井市行政改革大綱では、次の2つの大きな行政課題に対応するため、4つの基本項目を定めています。

～第三次行政改革大綱の位置付け～

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を支える改革
- 合併特例期間の終了への対応を見据えた改革

～基本項目～

- 行政運営システムの構築
- 市民との協働体制の強化
- 持続可能な財政運営の確立
- 人材育成・組織の改革